

## 【別紙3】 情報セキュリティ確保に関する仕様書

### (目的)

第1条 諫早市上下水道局窓口業務等委託仕様書に定めるものの他、乙が委託業務遂行上の情報セキュリティ確保に関し必要な事項を定める。

### (秘守義務)

第2条 乙は、本契約において知り得た情報を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

2 契約の遂行上知り得た情報は、第三者に使用され、又は甲の許可なく閲覧されることのないよう、適切に管理すること。

### (操作資格者の限定)

第3条 乙は、個人情報記録された機器類を使用する場合は、ユーザ ID やパスワードにより操作資格者を限定し、それぞれに適正な権限を定め、不正使用を防止しなければならない。

2 乙は、前項に規定する操作資格者への権限付与について甲へ協議し、承認を得なければならない。

### (目的外使用の禁止)

第4条 甲から提供された個人情報を目的外に使用しないこと。

2 個人情報を関連業務の受託者等以外の者へ提供しないこと。

### (外部持ち出しの禁止)

第5条 乙は、本契約において知り得た情報及び使用機器を諫早市役所別館庁舎外へ持ち出してはならない。外部への持ち出しが必要な場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

### (外部記録媒体の使用禁止)

第6条 乙は、外部記録媒体を使用してはならない。使用が必要な場合は、事前に甲の許可を得なければならない。許可を得た記録媒体は、諫早市役所別館庁舎外での使用や、個人又は法人が使用する情報機器類で使用してはならない。

ただし、検定メーター取替管理業務において、検満取替業者へ配布する CD-R データについては、この限りではない。

(ソフトウェア導入の禁止)

第7条 乙は、甲所有のパソコンにソフトウェアの導入が必要な場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

(ネットワーク機器の接続禁止)

第8条 乙は、乙所有のパソコンについてネットワーク機器の接続が必要な場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

(返還義務)

第9条 甲から提供された情報資産は、契約期間終了後ただちに返還すること。

(体制の確立と維持)

第10条 本契約における情報セキュリティを確保するため、乙における管理体制を確立し、甲に報告するとともに契約期間中その体制を維持すること。

2 情報セキュリティに関する教育を乙の組織内で実施し、情報セキュリティ確保に努めること。

(身分証明書)

第11条 本契約に従事する者は、業務の遂行中は「受託事業者身分証明書」を携帯し、甲の求めがあった場合は提示すること。

(損害賠償)

第12条 乙が、情報セキュリティを維持しないことにより生じた損害については、乙がその責任を負い、その費用を負担すること。

(認証取得)

第13条 情報セキュリティ対策を行うに当たり、プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を取得していること。